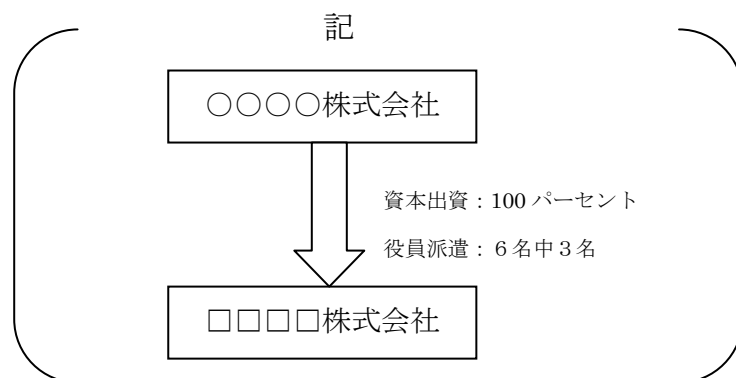


主任技術者の兼任（選任）を必要とする理由書

1. 当事業場には、第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている者がいない。
2. 当事業場は、受電電圧 6.6キロボルト、最大電力 400キロワット、非常用予備発電装置電圧 210ボルト、出力 64キロワット 及び発電所電圧 — ボルト、出力 — キロワットで比較的小規模な施設である。
3. 兼任（選任）させようとする 井上三郎 は、〇〇〇〇株式会社〇〇支店【同系列の場合：下記のとおり当社の資本出資、役員のパ遣など密接な関係にある 〇〇〇〇株式会社】の電気主任技術者であり、電気保安に深い経験を有し、かつ、当事業場の設備に関する技術指導者でもあるので、今回、当事業場の電気主任技術者として兼任（選任）させたい。



4. 当事業場の最大電力が 2,000 キロワット以上又は、電圧が 7,000 ボルトを超えるとときは、専任の主任技術者を選任いたします。